

高槻市告示第 682 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域の指定について

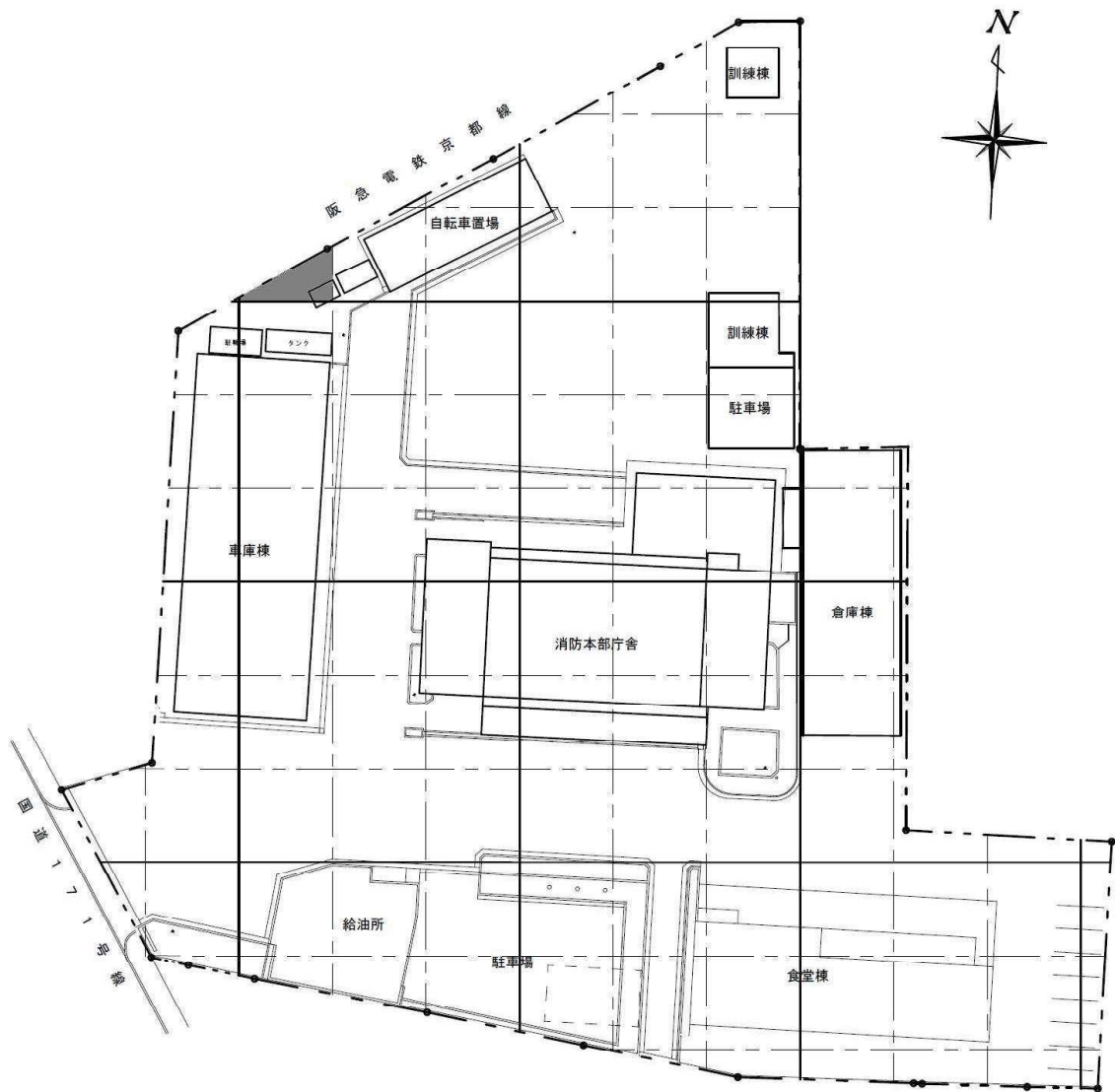
大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 81 条の 8 第 1 項の規定に基づき、次のとおり管理有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成 20 年 12 月 25 日

高槻市長 奥本 務

- 1 指定する区域（別図参照）
別図のとおり（桃園町 623 番 1 の一部）

- 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）第 48 条の 22 第 1 項の基準に適合していない管理有害物質の名称
ベンゼン



管理区域図

